

行政いばらき

04

令和7年
2025 No. 279

Ibaraki Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association



つくば霞ヶ浦りんりんロード

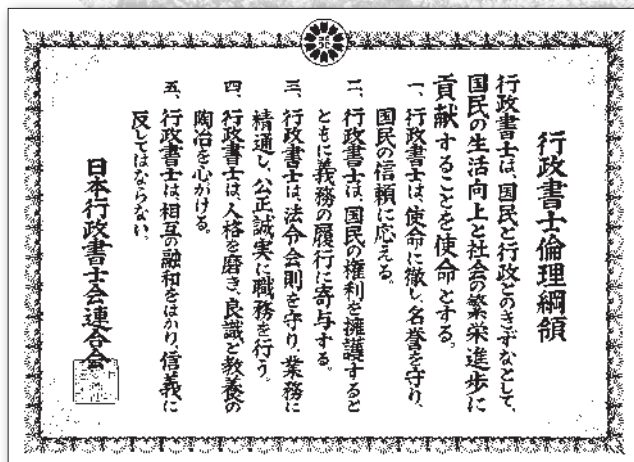
TOPIC

- 大洗町と「包括連携協定」を締結
- 五霞町と「災害時における支援協定」を締結
- 令和7年度 茨城県行政書士会 定期総会は5月28日に開催!



茨城県行政書士会

包括連携協定締結	01
各部から <small>総務部／国土農地・建設部／国際部／保健風営部／市民法務部／会員指導委員会／封印管理委員会／法教育推進委員会</small>	05
通知・通達	27
研修のご案内	28
支部だより <small>水戸支部／県南支部／県西支部／県北支部／鹿行支部</small>	30
日行連	43
政治連盟ニュース	44
コスモスいばらき	46
会員の動き <small>新入会員の紹介／会員名簿・追加分／会員の退会／法人会員／現在会員数</small>	48
本会の動き・マンスリーレポート	51
重要なお知らせ	53
編集後記	57



大洗町と茨城県行政書士会との「包括連携協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力及び大洗町民の相続に伴う手続支援に関する協定を、下記により大洗町と締結いたしました。

これは大規模災害発生時に町からの要請に応じ、本会の水戸支部が窓口となり無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務による被災者支援を行うとともに、大洗町民が相続に関する手続きについても円滑化を図られるよう本会と連携してサポートするものです。

記

○ 大洗町との災害協定について

- 1 支援協力に関する協定締結日： 令和6年12月19日
- 2 協定締結の状況

大洗町役場において、國井豊町長と古川正美本会会長が協定書に調印を行いました。

出席者 大洗町側 國井町長、櫻井町議会議員、小沼住民課長、海老沢住民課副参事

本会側 古川会長、久保水戸支部支部長、磯野水戸支部副支部長、関内水戸支部副支部長

○ 災害協定の主な内容

本会は、町の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②町民の相続に伴う諸手続きの支援
- ③町への本会会員の派遣
- ④その他、被災者支援のために町が必要とする事業への協力
- ⑤支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会水戸支部を經由して行う。

○ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（32市町村）

- 北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）
 日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）
 那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）
 潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）
 神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）
 笠間市（H28年2月）、境町（H28年9月）、守谷市（H28年11月）
 牛久市（H29年4月）、常総市（H29年4月）、利根町（H30年3月）
 下妻市（H30年7月）、つくばみらい市（H30年8月）、稲敷市（H31年1月）
 阿見町（H31年2月）、高萩市（H31年3月）、結城市（R2年7月）
 筑西市（R2年9月）、桜川市（R4年4月）、八千代町（R5年10月）
 石岡市（R6年7月）、古河市（R6年10月）



調印式の様子

大洗町と茨城県行政書士会との包括連携協定書

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意をもって協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和 6年12月19日

大洗町(以下「甲」という。)と茨城県行政書士会(以下「乙」という。))は、災害時の被災者支援及び大洗町民の相続に伴う手続き支援に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)の被災者支援及び大洗町民の相続に伴う諸手続きについて支援することにより、安全・安心な暮らしの確保と行政サービスの向上に資することを目的とする。

(連携項目)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、相互に協力する。

- (1) 災害時の被災者支援相談窓口の開設
 - (2) 町民の相続に伴う諸手続きの支援
 - (3) その他本協定の目的の達成に資すること
- 2 甲及び乙は、連携事業を具体的に実施するにあたり、その内容を別途定めるものとする。また、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の履行以外の他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

大洗町

大洗町長

岡井 豊

乙 茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長

吉川 正美

五霞町と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により五霞町と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に町からの要請に応じ、本会の県西支部が窓口となり、本会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

記

○ 五霞町との災害協定について

- 1 支援協力に関する協定締結日： 令和7年1月29日
- 2 協定締結の状況

五霞町役場において、知久清志町長と古川正美本会会長が協定書に調印を行いました。

出席者 五霞町側 知久町長、土信田副町長、曾根生活安全課長、山下危機管理監

本会側 古川会長、下条県西支部副支部長、永井県西支部副支部長、根本事務局長

○ 災害協定の主な内容

本会は、町の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②町への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために町が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県西支部を經由して行う。

○ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（33市町村）

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）
 日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）
 那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）
 潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）
 神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）
 笠間市（H28年2月）、境町（H28年9月）、守谷市（H28年11月）
 牛久市（H29年4月）、常総市（H29年4月）、利根町（H30年3月）
 下妻市（H30年7月）、つくばみらい市（H30年8月）、稲敷市（H31年1月）
 阿見町（H31年2月）、高萩市（H31年3月）、結城市（R2年7月）
 筑西市（R2年9月）、桜川市（R4年4月）、八千代町（R5年10月）
 石岡市（R6年7月）、古河市（R6年10月）、大洗町（R6年12月）



調印式の様子



災害時における支援協力に関する協定書

五霞町（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、五霞町で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に五霞町災害対策本部を設置し、かつ、五霞町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平常時から連絡調整に努めるものとする。

4 前各項の手続及び連絡調整については、原則として乙の東西支部を經由して行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法律上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害の補償）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は責任を負わない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年1月29日

茨城県猿島郡五霞町小福田1162-1

甲



五霞町長 知久清志

茨城県水戸市笠原町978番25

茨城県開発公社ビル5階

乙



茨城県行政書士会
会長 古川正美

◎ 総務部

部長 大澤 泰弘

令和6年度 第4回 理事会

日 時：令和6年12月23日(月)

午後1時45分～午後3時50分

場 所：茨城県開発公社ビル 4階 大会議室

出席者：正副会長、理事：22名、オブザーバー：監事、支部長、コスモス成年後見サポートセンター茨城支部長、事務局長

内 容：

議題1 審議事項

第1号議案 茨城県行政書士会支部交付金交付規程の一部改正について、原案通り承認され、同日施行されました。

茨城県行政書士会支部交付金交付規程一部改正新旧対照表

新	旧
(交付の時期) 第4条 交付金は、各納期月末の実績により翌月10日までに交付するものとする。	(交付の時期) 第4条 交付金は、 <u>毎年4半期毎に交付するものとし、各納期月末の実績により翌月10日までに交付するものとする。ただし毎年第1、4半期分については概算払いとすることができる。</u>

議題2 協議事項

- ① 業務執行に関する部規程等の改正について
- ② 会費滞納者に係る回収業務打ち切りの判断基準について

議題3 報告事項

- ① 令和6年度広報月間の結果について
- ② 配送経費節減へのご協力について
- ③ 令和6年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務の実施状況について
- ④ 各部からの事業計画・報告について

議題4 その他

- ① 本会役員等の主な日程について



[重要] 会費請求月の変更について

令和6年5月29日に開催しました令和6年度定時総会において、茨城県行政書士会会則の一部が改正され、「別表第1(会則第6条の2 第6条の4 第14条)備考2について、会費の納入を別途総会の議決を経て定めた内容によるものとする。」となり、「会費は毎年原則として4月、8月、12月の月の末日までに当該月を含む4月分の会費を前納するものとする。但し、この決定は、令和7年4月から適用するものとする。」と可決されました。

会則の一部改正につきましては、令和6年7月3日付けで茨城県知事より認可がございましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、何卒、ご理解、ご協力を賜わりますようお願いいたします。

記

	改正前 (令和7年3月まで)	改正後 (令和7年4月から)
会費請求月	4月・7月・10月・1月 (年4回)	4月・8月・12月 (年3回)
1回あたりの 会費請求額	3カ月分 15,000円	4カ月分 20,000円

※1カ月分の会費(5,000円)に変更はありません

◎ 国土農地・建設部

部長 下条 威之

1. 土木部監理課との意見交換会

- 日 時：令和6年11月5日(火) 午後1時30分～午後2時50分
 場 所：茨城県庁会議室
 出席者：監理課／横須賀副参事・須藤課長補佐・金山主事
 本 会／若山副会長・下条部長・石神副部长・菊池部員
 内 容：○経営事項審査の評価項目について
 ○「パートナーシップ」(下請事業者)について
 ○その他

2. 農業委員会での窓口立会調査

【行方市農業委員会】

- 日 時：令和7年1月10日(金)
 午後1時～午後4時
 場 所：行方市農業委員会窓口
 担当者：若山副会長、高須鹿行支部会員
 内 容：申請に係るものなし。

※農業委員会様には、窓口立会調査に際し、テーブルや椅子等の備品の貸与にご協力いただきました。



外国人技能実習機構水戸支所との意見交換会

令和7年1月16日(木)、外国人技能実習機構水戸支所と国際部(橋本副会長、佐藤部長、池田副部長)による、新年の意見交換会を実施しました。

この度は、当意見交換会を受け、「技能実習制度」「外国人技能実習機構の役割や業務内容」「技能実習生の転籍」「技能実習生が技能実習を行うことができなくなるやむを得ない事情」「妊娠中の技能実習生について」について紹介いたします。

●「技能実習制度」とは

「技能実習制度」とは、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度です。

「技能実習生」は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されます。

なお、2027年頃に技能実習制度は廃止され、育成就労制度が施行される予定です。

※OJT:「On the Job Training(オンザジョブトレーニング)」の略で、現場での実務を通じ、業務の知識やスキルを身に付ける職場内訓練のこと

●「外国人技能実習機構」の役割や業務内容

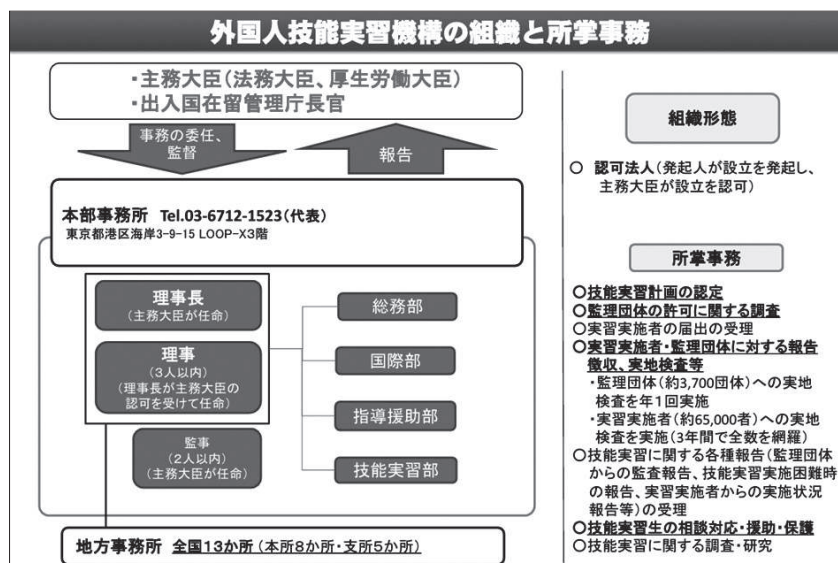
「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下、「技能実習法」)」の概要として、技能実習制度とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるとあります。

技能実習生を受け入れるためには、技能実習法に基づき、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構(以下、「機構」)の認定を受けることが必要です。

機構は、この技能実習計画認定のほか、技能実習生の保護など様々な役割を担っています。

技能実習生向け相談窓口としては、「母国語相談ホットライン(電話・メール・手紙等)」、「技能実習SOS・緊急相談窓口(母国語相談ホットラインの電話アナウンスの後に「1」を押す)」があります。

機構水戸支店においては、「ベトナム語・中国語・インドネシア語」の通訳人を配置し、相談業務を行っています。3言語以外の言語においても通訳人を介した相談対応ができます(要電話予約)。



(出典) 厚生労働省ホームページ「外国人技能実習制度について」より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/001336196.pdf>

●県内における在留外国人数と技能実習生の人数

以下は、令和6年6月末現在における茨城県内の在留外国人数と技能実習生の人数です。県内の技能実習生の人数は、全国で10位です。

茨城県 在留外国人数 97,038人（全国10位）

茨城県 技能実習合計 17,398人（全国10位）

茨城県内における技能実習生は、県西・県南・鹿行地域に集中しており、銚田市（1,855人）、古河市（1,012人）、つくば市（955人）、八千代町（863人）、神栖市（860人）、坂東市（837人）、常総市（798人）等となっています。

茨城県内における技能実習生の失踪者数は、毎年400人前後となっています。

（失踪者数は、技能実習法上、技能実習の継続が困難となった場合に受入れ機関が外国人技能実習機構に対して提出する技能実習実施困難時届出書のうち、技能実習生が行方不明となったことを理由とするものを集計したものの）

●技能実習生が技能実習を行うことができなくなる「やむを得ない事情」がある場合の実習先の変え方

（令和6年11月1日より）

「やむを得ない事情」が分かりやすくなりました。例えば、次のような場合です。

- (1) 会社の人から、殴る、脅す、ハラスメントをされている場合
- (2) 会社の人から、法律を全然守らなかった場合
 - ・技能実習計画と違う仕事をしている
 - ・給料がもらえない
 - ・在留カードやパスポートを取り上げられた
 - ・遊びに行くこと、外に出ることや恋愛等を制限された
 - ・まだ技能実習の期間が残っているのに帰国させられそうになった
 - ・オーバーステイの外国人が仕事をしている
- (3) 会社の人から、契約を全然守らなかった

相談先としては、まずは監理団体や会社の人に相談をします。しかし、監理団体や会社の人に伝えることができない理由がある場合には、外国人技能実習機構に相談することができます。

◆妊娠中の技能実習生について

技能実習生が妊娠をしたことによるトラブルが定期的に報道されています。

日本では、妊娠したことで仕事を辞めさせることは法律で禁止されています。送出機関や監理団体は、妊娠を理由に、実習を続けたいという意思のある技能実習生を国に帰すことは許されていません。仕事を辞めさせられそうになったり、国に帰るように言われた場合には、外国人技能実習機構に相談することができます。

「妊娠したらどうしたらいいの？」

①	妊娠したら、監理団体の相談できるところや実習している場所の人に妊娠したことを知らせましょう。
②	外国人技能実習機構や、住んでいる場所にも相談できる場所があります。
③	住んでいる場所の手続きをするところで、妊娠の届けを出しましょう。
④	住んでいる役所で、母子健康手帳（お腹に赤ちゃんがいるひとが、住んでいるまちの役所からもらう手帳。赤ちゃんやお母さんの健康などについて書くもの。）と妊婦健康診査（住んでいるまちの役所が赤ちゃんが健康かどうか調べること）の受診券などがもらえますので、妊娠中は、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

「妊娠しても働けるの？」

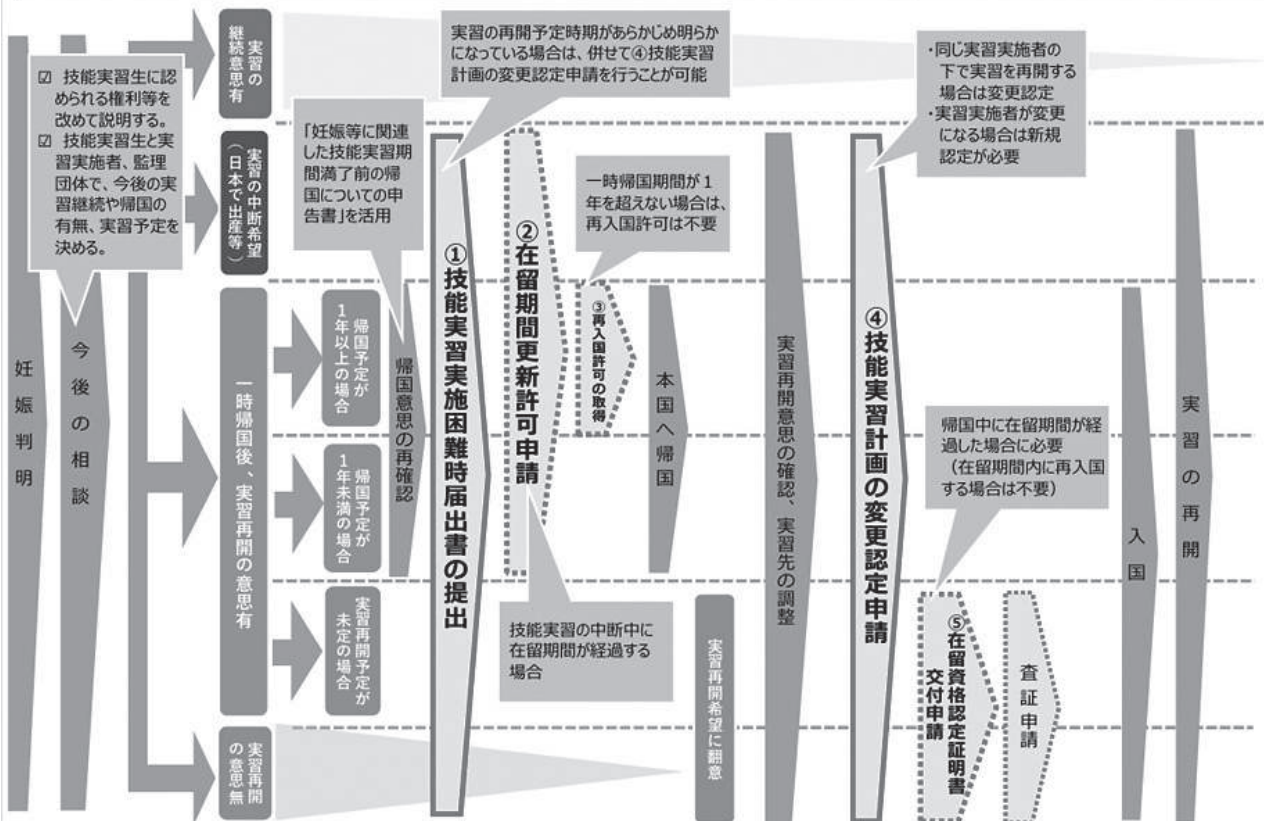
①	日本では、妊娠などを理由に仕事をやめさせることや妊娠した人に不利になることすることは禁止されています。妊娠などをしてもあなたが実習を続けたいのなら、技能実習を続けることができます。
②	日本では、子どもが生まれる予定の日の6週間前から仕事を休むことができます。 (仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険(会社で働いているひとが入る保険です。みんなからお金を集めて、けがや病気で病院に行く人を助ける制度です)から、出産手当金(いつもの給料の60%ほどのお金です)がもらえます。)

「赤ちゃんを産んだ後、技能実習を続けられる？」

①	日本では赤ちゃんを産んだ後、出産したひとの健康のため、8週間仕事をするすることができません。そのあと、もう一度技能実習をはじめることができます。(仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から出産手当金がもらえます。)
②	技能実習を一時中止し、国に帰って赤ちゃんを産んだ場合も、もう一度日本に来て技能実習をはじめることができます。(手続きが必要です。)
③	技能実習を一時中止したあとに、もう一度技能実習をはじめするためには、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。いつからはじめたいのか監理団体・実習実施者に知らせましょう。

(出典) 出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構「妊娠中の実習生のみなさんへ」より引用

技能実習生が妊娠等した場合の基本フロー



(出典) 出入国在留管理庁ホームページ「技能実習生が妊娠等した場合の基本フロー及び各種手続きについて」より抜粋

(参考元)

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html> (最終閲覧2025年1月25日)

- ・「外国人技能実習制度について」法務省出入国在留管理庁 厚生労働省人材開発統括官
- ・パンフレット「技能実習法が成立しました！」
- ・技能実習生のみなさまへ

出入国在留管理庁ホームページ

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html> (最終閲覧2025年1月25日)

- ・令和6年6月末統計
- ・技能実習生の失踪者の状況(推移)
- ・技能実習生の妊娠・出産について

e-Stat 政府統計の総合窓口ホームページ

<https://www.e-stat.go.jp/> (最終閲覧2025年1月25日)

- ・在留外国人統計



◎ 保健風営部

部長 高谷 真一

第2回 業務研修会

日時：令和7年1月20日(月) 午後1時30分～午後3時
場所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室
講師：茨城県保健医療部医療政策課 主任 本橋 学様
茨城県保健医療部医療政策課 主事 関根 渉様

参加者：25名

内容：医療法人に関する諸手続について、講義を戴きました。

今回の研修の狙いは、医療法人の認可手続申請などの「手引き」を読んだだけではわからない、その業務を実際に行った上で生じた疑問点を解消することにあります。そのため、あらかじめ質問を募り、それらを事前に講師に提示した上で講義内容にその回答を盛り込んでもらいました。

今回に限らず、保健風営部の業務研修にご参加戴いた方々に対し改めて御礼を申し上げるとともに、皆様の今後の業務のご発展を祈念してやみません。



◎ 市民法務部

部長 永塚 崇洋

第3回 業務研修会

日時：令和7年1月21日(火) 午後1時30分～午後3時30分

場所：Zoom配信

講師：県西支部 細井 研二会員

参加者：51名

内容：第1回の遺言業務の続編として、相続関連について法的観点から御講義いただきました。条文・判例を今一度復習、理解することにより、さらにスキルアップしていただけることと思われました。



● 会員指導委員会

委員長 竹内 崇

補助者研修会の開催について

補助者の皆様にはいままで補助者証の更新のために『新コンプライアンス研修会』を受講していただいておりますが、日本行政書士会連合会主催『一般倫理研修』（行政書士会員のみ受講可能）の配信開始に伴う『新コンプライアンス研修会』終了のため、令和5年4月より補助者の方を対象にした別途本会主催の『補助者研修会』を開催することとしました。

なお、次回補助者証の更新のためにすでに『新コンプライアンス研修会』を受講されている場合には、改めて『補助者研修会』を受講する必要はございません。

また、『補助者研修会』の開催日時等については、28ページをご覧ください。

大切なお知らせ

1. 職務上請求書の購入について

職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ購入することができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

近くは4/17・5/1・5/15・6/5・6/19となります。



購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④一般倫理研修会修了証の写し
- ⑤認印（郵送の場合は不要）

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊1,100円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）
- ・新規で購入する場合には確認が不要なので、払出日以外でも対応いたします。

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による『使用済職務上請求書』の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります。**

※郵送申込みの場合は、上記払出日に内容確認のうえ払出日の翌日に発送いたしますので、時間に余裕を持ってお申込みください。

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

保管方法

- 職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- 書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- 登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- 【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- 【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

2. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案、承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。



茨城県行政書士会
会長 古川正美 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」 購 入 申 込 書

1. 購入部数（いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。）

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

3. 添付書類（添付するものに○をつけること。）

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

・初回の購入申込み

・紛失 その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

③日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人身権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	令和 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

● 封印管理委員会

委員長 佐藤 鉄也

封印受領証の購入について

封印受領証は、払出日にのみ購入ができます。

払出日は、原則毎月第4水曜日（該当日が休日の場合はその翌日）です。

令和7年度払出日時	
令和7年 4月23日(水)	午前10時～正午
令和7年 5月21日(水) ※第3水曜日	午後1時～午後3時
令和7年 6月25日(水)	午後1時～午後3時

【払出し申込みの方法】

購入を希望される会員は、払出し日までに当会所定の購入申込書の原本を事務局まで郵送ください。対応にご協力願います。FAX不可

※購入申込書の様式は「[本会ホームページ](#)→[会員専用ページ](#)→[各種手続（出張封印）](#)→[出張封印](#)」からダウンロードしてください。

【封印受領証の価格】

様式第5号 一冊(30枚綴り) 1,000円

(郵送の場合には、購入された封印受領証とゆうちょ銀行の払込取扱票を同封して翌日に郵送いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。)

【封印受領証の払出し冊数の制限】

個人会員…5冊まで

法人会員…5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士人数×5冊まで

【令和元年度までに丁種会員名簿に登載された方について】

令和2年5月15日付茨行書第126号において通知しましたとおり、封印受領証は、様式第4号及び第5号の払出しを行ってまいりましたが、封印業務の効率化のため、本会が封印委託を受けているすべての運輸支局に対し、提出する封印受領証の様式を様式第5号に統一しました。

従って、令和2年5月より様式第5号のみを払出し、茨城運輸支局においても様式第5号を提出することが可能となっております。

なお、現存する様式第4号については、継続して茨城運輸支局のみに提出可能です。様式第4号を使用する際は、会長名を古川正美会長に訂正の上、ご使用ください。

また、一度に保有できる最大冊数は、様式ごとに5冊とされておりましたが、様式第4号がなくなり、現に様式第5号を5冊保有されている場合は、新たに購入することはできませんのでご注意ください。

※丁種会員の皆さまにおかれましては、茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程、茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則及び茨城県行政書士会自動車封印取扱内規をよくご確認の上、封印業務にあたっていただけますようお願いいたします。

令和6年度 法教育実施報告

茨城会は、法教育の実施について、県教育委員会と協定を結んでいる全国で唯一の単位会です。
平成30年2月28日に締結した協定に基づいて法教育を実施しておりますが、今年度は前年度の13校を大きく上回り、大学を含む22校からのお申し込みをいただきました。

令和6年度の活動は以下のとおりです。

(1) 法教育の実施等に係る会議

- ① 6月10日(月) 茨城県義務教育課との協議
- ② 6月26日(水) 第1回 法教育推進委員会 開催
- ③ 7月18日(木) 第2回 法教育推進委員会 開催
- ④ 10月15日(火) 第3回 法教育推進委員会 開催
- ⑤ 12月18日(水) 第4回 法教育推進委員会 開催
- ⑥ 1月22日(水) 第5回 法教育推進委員会 開催

(2) 法教育の事前打ち合わせ

- ① 7月24日(水) 東海村立 白方小学校
- ② 8月2日(金) 牛久市立 牛久小学校
- ③ 8月30日(金) 水戸市立 吉沢小学校
- ④ 10月22日(火) 水戸市立 上中妻小学校

(3) 法教育

- ① 7月11日(木) つくば市立 栄小学校 5・6年生 スマホSNS
講師：中村 祐治(委員長)
出席：北野 早紀(県南支部理事) 塚本 京子(県南支部会員)



② 7月17日(水) ひたちなか市立 那珂湊第三小学校 6年生 スマホSNS

講師：野村 亜由美(委員)

補助：鎌田 惇(副委員長) 本郷 友朗(水戸支部理事)



③ 8月21日(水) 東海村立 白方小学校 教職員 著作権

講師：鎌田 惇(副委員長)

補助：中村 祐治(委員長) 柴田 香里(総務副部長)



④ 9月6日(金) 鹿嶋市立 高松小学校 5・6年生 スマホ課金

講師：佐藤 鉄也(運輸交通部長)

補助：鎌田 惇(副委員長) 柴田 香里(総務副部長)



- ⑤ 9月11日(水) 水戸市立 吉沢小学校 5年生 スマホSNS
 講師：鎌田 惇(副委員長) 野村 亜由美(委員)
 補助：増戸 美幸(副会長) 宇野 雅彦(水戸支部会員)



- ⑥ 9月17日(火) 牛久市立 牛久小学校 6年生 スマホSNS
 講師：鎌田 惇(副委員長) 野村 亜由美(委員)
 出席：小野寺 大介(県南支部理事) 北野 早紀(県南支部理事)



- ⑦ 9月18日(水) つくば市立 谷田部南小学校 5・6年生 スマホ課金
 講師：鎌田 惇(副委員長)
 補助：野村 聡子(県南支部理事) 増田 せつ子(県南支部理事)



⑧ 9月20日(金) 常総市立 大生小学校 5年生 スマホSNS

講師：野村 亜由美(委員)

補助：鎌田 惇(副委員長) 木村 真由美(県南支部会員)



⑨ 9月27日(金) 土浦市立 中村小学校 6年生 著作権

講師：野村 亜由美(委員)

補助：池田 真希(県南支部会員) 高須 智子(県南支部会員)



⑩ 9月30日(月) 常陸太田市立 瑞竜中学校 1年生 スマホSNS

講師：中村 祐治(委員長)

補助：石川 将史(県北支部会員) 畠山 香織(県北支部会員)



- ⑪ 10月1日(火) 守谷市立 松前台小学校 6年生 スマホSNS課金
 講師：野村 亜由美(委員)
 補助：中村 祐治(委員長) 平山 さほみ(県南支部会員)



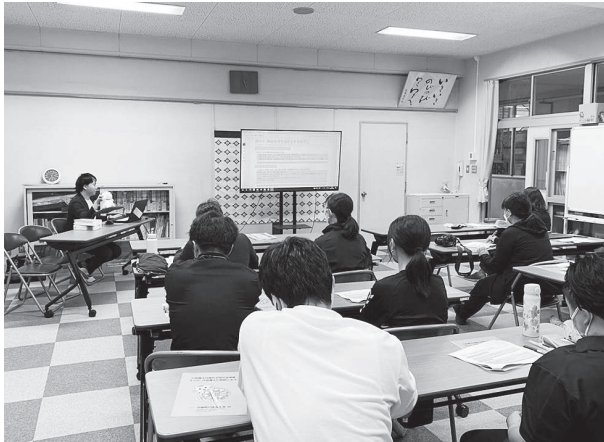
- ⑫ 10月2日(水) 坂東市立 七郷小学校 5年生 スマホ課金
 講師：中村 祐治(委員長)
 補助：増戸 美幸(副会長) 鎌田 惇(副委員長)



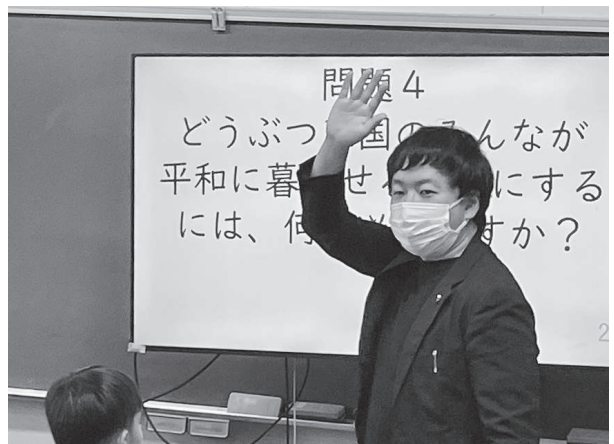
- ⑬ 10月24日(木) ひたちなか市立 田彦小学校 6年生 スマホSNS
 講師：中村 祐治(委員長) 野村 亜由美(委員)
 補助：鎌田 惇(副委員長) 永塚 崇洋(委員)



- ⑭ 10月28日(月) 水戸市立 上中妻小学校 教職員 著作権
 講師：鎌田 惇(副委員長)
 補助：野村 亜由美(委員) 石川 千春(水戸支部会員)



- ⑮ 10月29日(火) 水戸市立 上中妻小学校 6年生 主権者教育
 講師：鎌田 惇(副委員長)
 補助：増戸 美幸(副会長) 永塚 崇洋(委員)



- ⑯ 11月19日(火) 下妻市立 大宝小学校 5年生 スマホSNS
 講師：野村 亜由美(委員)
 補助：中村 祐治(委員長) 鎌田 惇(副委員長)



⑰ 11月29日(金) 常総市立 三妻小学校 5・6年生 スマホSNS

講師：野村 亜由美(委員)

補助：増戸 美幸(副会長) 中村 祐治(委員長) 石塚 昌克(県西支部会員)



各
部
か
ら

⑱ 12月3日(火) 常総市立 大生小学校 6年生 主権者教育

講師：増戸 美幸(副会長)

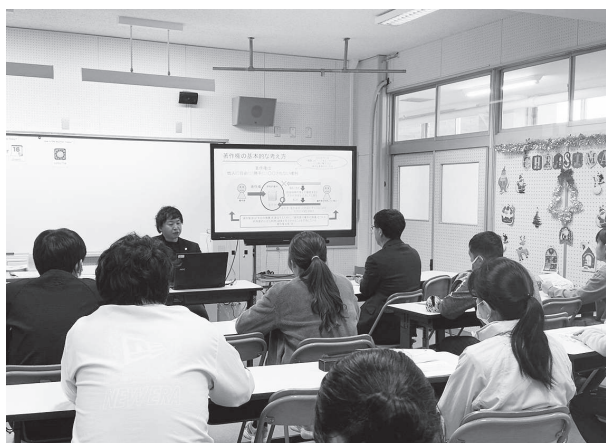
補助：大森 美保(市民法務部員)



⑲ 12月16日(月) 筑西市立 新治小学校 教職員 著作権

講師：鎌田 惇(副委員長)

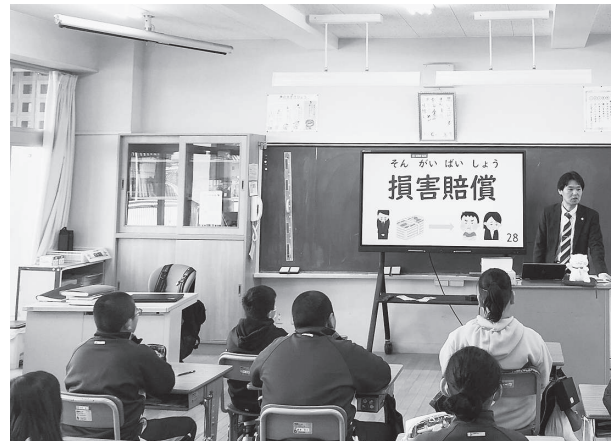
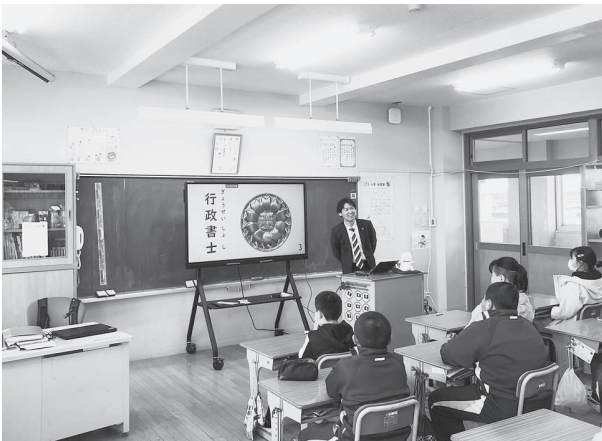
補助：中村 祐治(委員長) 柴田 香里(総務副部長)



- ⑳ 1月14日(火) 常磐大学 法律行政学科 1年生 行政書士制度等
 講師：鎌田 惇(副委員長)
 補助：増戸 美幸(副会長) 中村 祐治(委員長) 野村 亜由美(委員)
 佐藤 鉄也(運輸交通部長)



- ㉑ 1月31日(金) 鹿嶋市立 豊津小学校 5・6年生 スマホSNS
 講師：中村 祐治(委員長)
 補助：鎌田 惇(副委員長) 佐藤 鉄也(運輸交通部長)



- ㉒ 2月6日(木) 石岡市立 八郷中学校 1年生 スマホSNS
 講師：若山 民雄(副会長) 中村 祐治(委員長) 野村 亜由美(委員)
 補助：増戸 美幸(副会長)





(4) 他単位会が実施する法教育の視察

① 7月8日(月)

土浦日本大学高等学校 右朮桜キャンパス 3年生

東京会が実施した「成年年齢引き下げ」の視察

出席：野村 亜由美(委員)

② 1月17日(金)

土浦日本大学高等学校 右朮桜キャンパス 1・2年生

東京会が実施した「なぜきまりがあるのか」の視察

出席：鎌田 惇(副委員長)

(5) 他単位会との意見交換会

① 10月25日(金)

東京会との意見交換会

出席：古川 正美(会長) 増戸 美幸(副会長) 中村 祐治(委員長) 鎌田 惇(副委員長)

東京会：宮本 重則(会長) 山賀 良彦(委員長)

菖蒲 悠太(副委員長) 植松 和宏(委員) 大槻 美菜(委員)

金子 三佳子(委員) 黒澤 聡子(委員) 野村 祐樹(委員) 吉田 美紀(委員)

寺田 康子(日本行政書士会連合会 法教育推進委員会)

大塚 大(日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部 知的財産部門 部員)



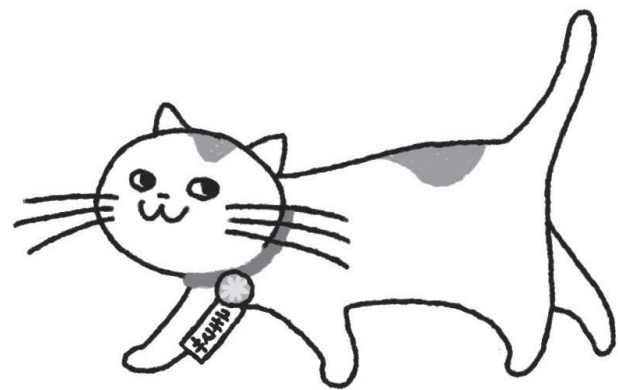
上段 左から 金子委員 黒澤委員 大槻委員 植松委員 寺田委員
大塚知的財産・経営会計部長 野村委員 吉田委員

下段 左から 鎌田副委員長 中村委員長 増戸副会長 古川会長
宮本会長 山賀委員長 菖蒲副委員長

令和6年度中、法教育推進委員会では以上のとおり法教育活動を実施いたしました。

当該年度は、これまでの小中学校および教職員に加えて、大学における活動も実施し、今後は小中学校の保護者に向けた活動計画も検討しております。

法教育活動を推進する中で、法やきまりの大切さを伝えるとともに、行政書士制度の知名度向上を図ることができるよう引き続き尽力してまいります。



通知・通達


- ◇令和6年12月9日 【日行連発第1219号】 監理技術者等の直接的・恒常的雇用関係の確認に関して(周知)
- ◇令和6年12月9日 【日行連発第1221号】 「行政手続の理論と実務ーデジタル社会を見据えてー」の発刊について
- ◇令和6年12月11日 【日行連発第1229号】 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて (周知)
- ◇令和6年12月25日 【日行連発第1297号】 令和7年度申請取次関係研修会の開催予定について
- ◇令和6年12月25日 【日行連発第1298号】 消費税のインボイス制度に関する周知等について
- ◇令和6年12月26日 【日行連発第1303号】 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について (周知)
- ◇令和6年12月26日 【日行連発第1304号】 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について (通知)
- ◇令和6年12月27日 【日行連発第1315号】 罹災証明書の申請様式の統一化について (周知依頼)
- ◇令和7年1月15日 【千行発第379号】 産業廃棄物収集運搬業・処分業等に係る許可申請手数料の電子納付化の開始について
- ◇令和7年1月20日 【日行連発第1365号】 jGrantsにおける代理申請の練習用環境の開設について (周知)
- ◇令和7年1月21日 【千行発第393号】 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 (金属スクラップヤード等規制条例) に伴う許可申請について
- ◇令和7年1月22日 【日行連発第1386号】 財産管理業務及び成年後見人等業務に関する総務省通知について (周知)
- ◇令和7年1月23日 【日行連発第1398号】 行政書士のための犯罪収益移転防止法取引時確認等ハンドブックの周知について
- ◇令和7年1月28日 【日行連発第1422号】 令和7年度専修大学大学院における司法研修について(お願い)
- ◇令和7年1月28日 【建指第1540号】 都市計画法第34条第7号許可基準について (通知)
- ◇令和7年1月28日 【建指第1543号】 市街化調整内の建設物の増築、改築及び用途変更に係る都市計画法による許可の要否の判断基準の改正について (通知)

※内容の詳細については、本会HP(<https://ibaraki-gyosei.or.jp>)をご確認いただくか、本会事務局宛までお問い合わせ下さい。

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっており、会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。


補助者研修会

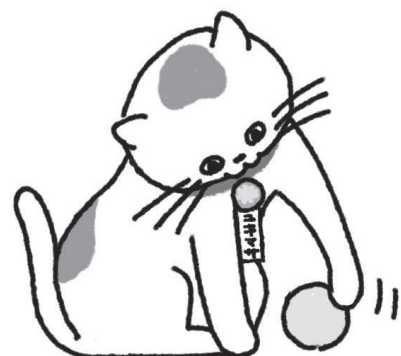
※詳しくはP.12をご覧ください。

研修内容	行政書士制度、行政書士法、職務上請求書等、行政書士事務所に勤める補助者として知っておいていただきたいこと		
日 時	令和7年7月17日(木)	午後1時30分～午後3時30分	
場 所	茨城県開発公社ビル 1階 会議室 またはZoom		
講 師	本会会員指導委員		
対 象	補助者 ※会員の方は受講できません。		
受講料	無 料	定 員	50名
申込方法	メールまたはFAXまたはQRコード 本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：info@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	令和7年7月11日(金)	担 当	会員指導委員会
参加申込 ※太枠の中をご記入下さい	<p>上記の研修会に申し込みます。</p> <p>参加人数 補助者 _____ 名</p> <p>会員氏名 _____</p> <p>受講方法 _____ 集合で参加 ・ Zoomで参加</p> <p>メールアドレス (Zoomの場合) _____</p> <p>補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号</p> <p>補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号</p> <p>補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号</p> <p>※10分以上の遅刻や早退・中途退室の場合には、修了証がお渡しできませんので予めご了承ください。 ※この研修会は原則3か月に1回開催する予定です。 次回開催予定日は10/16(木)です。</p>		
◎Zoomでの 受講方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ Zoomは無料にてご利用可能です。 ・ ご記入いただいたメールアドレス宛に資料をお送りいたします。 ・ 常に顔出しをお願いいたします。(Webカメラがない場合はZoomでの参加不可) ・ 受講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン(またはスマートフォン、タブレット等)が必要です。事前に操作方法等を各自ご確認ください。 ・ 視聴環境や視聴方法については、事前にご自身でご確認ください。当日参加者の視聴環境により、参加の状況が確認できない場合には、修了証の発行ができない可能性があります。 ・ 1台のWebカメラに複数の方が参加されても構いません。 ・ 修了証データは研修終了後にご記入いただいたメールアドレスにお送りいたします。 		
◎Zoomでの 注意点	<ol style="list-style-type: none"> ①ログインURL及び配信資料を他人に譲渡・公開しないこと。 ②本講義資料の全部または一部を他の研修会等の教材・資料として使用するなど、著作権侵害行為をしないこと。 ③講義中継の録画、録音、キャプチャー、スクリーンショットをしないこと。 ④研修会内容を動画配信、SNS配信及びブログ等への掲載をしないこと。 		

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

茨城県特定金属類取扱業に関する条例について

研修内容	「茨城県金属くず商に関する条例」が変更され、令和7年4月1日より掲記の新しい条例に基づく取り扱いが行われています。このため「金属くず商・行商」を行う事業者には令和7年9月30日までに改めて許可を取得する必要性が生じていますので、このことについての解説と講義をして戴きます。		
日 時	令和7年6月3日(火)	午後1時30分～午後3時30分	
場 所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室		
講 師	茨城県警察本部 生活安全部生活安全総務課 許可等担当事務室 (新条例プロジェクトチーム) ご担当者様		
参加費	無料	定 員	50名(会員・補助者対象)
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ「研修会のご案内」 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和7年5月23日(金)	担 当	保健風営部(第1回)



水戸支部



令和6年度「第5回業務研修会」

日時：令和6年12月3日(火)
午後6時30分～午後8時
場所：茨城県水戸生涯学習センター 大講座室
参加者：17名
内容：建設業の許可申請について（初級編）
講師 久保 朋央 水戸支部 支部長

令和6年度「第5回業務研修会」が、茨城県水戸生涯学習センターにて開催されました。今回のテーマは「建設業の許可申請について（初級編）」で、水戸支部 支部長である久保 朋央 先生に講義をしていただきました。

建設業関連の申請業務等は行政書士の主要な業務であり、行政書士全体としてスキルアップに努めたいものです。そこで、これから始めようとしている先生方にも分かりやすいように、基礎的なことから

解説していただきました。許可基準から実際の書類作成まで丁寧に説明していただき、今後業務の軸にしたいと考えている先生方にとって益するところは大きかったと思われます。
ありがとうございました。



久保 朋央 水戸支部 支部長



集中して拝聴しております。



大変分かりやすい講義でした。

茨城県行政書士会水戸支部 新年ご祈禱

日時：令和7年1月17日(金)
午前11時～午前11時30分
場所：水戸東照宮
参加者：17名
内容：「ご祈禱」

本年も水戸東照宮にて新年のご祈禱をしていただきました。

見事に装飾された拝殿に参加者一同が着席すると、神職によって厳かに祝詞が奏上され、ご祈禱が始まりました。

その後、和太鼓による神楽の演奏を経て、久保 朋央 水戸支部 支部長により玉串が奉納されました。

蛇は脱皮を繰り返して成長することから、巳年は努力や願いが実を結ぶ縁起の良い年と言われております。

今年は、ご参列の先生方および水戸支部の先生方にとって、更なる発展・繁栄の年になることと思われれます。



ご祈禱を前に、厳肅な雰囲気です。



ご祈祷が始まりました。



荘厳な神楽は生演奏です。



久保 朋央 水戸支部 支部長が玉串を奉納いたしました。



良い年になることを願って！

茨城県行政書士会 水戸支部新年会

日 時：令和7年1月24日(金)

午後6時～午後8時

場 所：創作料理 維新

参加者：26名

内 容：「新年会」

水戸支部の令和7年の新年会が開催されました。会場は、趣向を凝らした料理で楽しませてくれる、創作料理 維新。モダンな創作料理に、参加された先生方の会話も弾みました。

水戸支部の会員でもいらっしゃる衆議院議員の田所 嘉徳 先生や、本会会長の古川 正美 先生も駆け付けてくださり、一段と盛り上がりました。

ご多忙にもかかわらず大勢の先生がご出席くださり、盛大な新年会となりました。皆で和やかに食事とお酒を楽しみ、一年の英気を養うことが出来ました。

今年も、よろしく願いいたします。



田所 嘉徳 衆議院議員
各テーブルを回り、丁寧に参加者の話を聞いておられました。



古川 正美 茨城県行政書士会 会長



カンパニー!



美味しい料理に舌鼓。



仲間との楽しい時間に、ご機嫌です。



楽しい会話にお酒が進みます。



会話が弾み、笑顔が溢れます。



「今年も、よろしく!」でパチリ。



締めはやっぱり、一本締め!

令和6年度「第6回業務研修会」

日 時：令和7年1月31日(金)
午後6時30分～午後8時
場 所：茨城県水戸生涯学習センター 大講座室
参加者：31名
内 容：「市街化調整区域における住宅取引に伴う
都市計画法手続きについて」
講師 石川 欣生 水戸支部理事

令和6年度「第6回業務研修会」が、茨城県水戸生涯学習センターにて開催されました。

今回のテーマは「市街化調整区域における住宅取引に伴う都市計画法手続きについて」で、行政書士・土地家屋調査士・測量士と三足のわらじで活躍されておられる石川 欣生 先生に講義をしていただきました。

今般、空き家問題の解決策として注目されている中古住宅の取引に関する都市計画法の手続きについて、スペシャリストでいらっしゃる石川 欣生 先生

の解説が聞けるとあり、多くの先生がご参加されました。

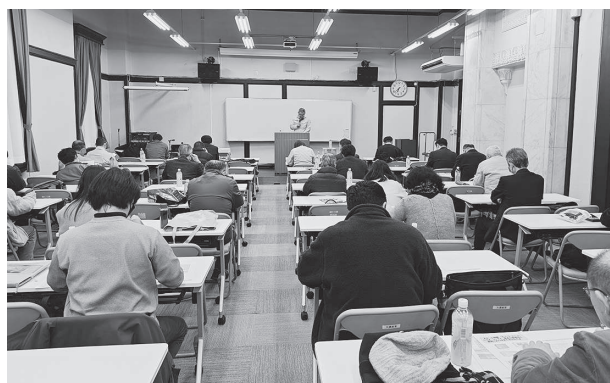
講義では、都市計画法の制度的な説明から実際の手続きまで、豊富な経験をふんだんに盛り込んで説明していただき、参加者一同とても勉強になりました。ありがとうございました。



石川 欣生 水戸支部理事



皆さん真剣に受講されています。



実例を踏まえた分かりやすい講義でした。

ご連絡 「令和7年度茨城県行政書士会水戸支部定時総会及び政治連盟定期大会」のご案内

日 時：令和7年5月2日(金)
午後3時～
場 所：水戸市民会館大会議室

「令和7年度茨城県行政書士会水戸支部定時総会及び政治連盟定期大会」を令和7年5月2日(金)午後3時から行います。

会場は水戸市民会館（茨城県水戸市泉町1丁目7番1号）です。是非ご参加ください。

※詳細は4月上旬に別途郵送でご案内します。

※水戸支部では、管轄の全ての市と町において、無料相談会を実施しております。

(通信員 宇野 雅彦)



第4回理事会

日時：令和6年12月14日(土)
午前10時～午前11時

場所：土浦三中地区公民館 学習室4

参加者：16名

【協議事項】

支部規約について、在庫が少なく増刷する必要があるため、内容を変更する必要があるかを検討することとした。

【報告事項】

①第4回業務研修会について報告があった。

②令和6年度広報月間無料相談会相談実績について報告があった。

③研修旅行の最終日程表についてと参加申し込み状況について報告があった。

④土浦市産業祭無料相談会について実施報告があった。

支部長より、来年の支部総会の開催予定日、監査予定日について話があった。



報告を受ける理事一同

研修旅行

日程：令和7年1月18日(土)

場所：東京消防庁本所防災館、浅草ビューホテル等

参加者：28名

【研修内容】

1月18日に県南支部研修旅行が実施されました。今年は浅草への日帰りバス旅行でした。まずは東京消防庁本所防災館にて体験を通じて災害の恐ろしさと備えの大切さを学びました。その後浅草ビューホテルで昼食をとり、浅草自由散策を楽しみました。天候にも恵まれ、新人からベテランまで交流を深める良い旅行となりました。

今回は参加者のうち4名の方に寄稿文を執筆して頂きましたので、ご紹介します。

若杉 英幸先生

【県南支部研修旅行に参加して】

1月18日土曜日、県南支部研修旅行に参加させていただきました。

日帰りではありましたが、一日を通して、普段はあまりお会いできることが少ない先生方と、久しぶりにご挨拶でき、それだけでも貴重な機会になりました。

東京消防庁本所防災館の見学では、大地震、大雨、暴風、火災といった災害を身をもって疑似体験し、普段からの備えの大切さを実感できました。浅草ビューホテルでの食事はスカイツリーを目前に素晴らしい景色を見ながら、様々なお話に花が咲きました。食事のあとは世界中から集まった観光客の多さ、多様さに圧

倒されながら久しぶりの浅草散策を思い思いに楽しめました。

普段は一人で業務に取り組むことの多い私にとって、同じ行政書士の先輩方と共通の話題でお話できる貴重な機会になりました。企画、運営に携わられた理事の皆様へ深く感謝いたします。ありがとうございました。

木村 真由美先生

「新春の浅草界限」

去る1月18日に行われました県南支部研修旅行に参加させていただきました。

昨年4月に行政書士登録をし、この1年は行政書士として初めての経験ばかり。

この日も今日はどんな1日になるのやら、楽しみ半分、不安半分。

ですが、集合場所で面識ある先生方にお会いした瞬間、全ての不安が払拭されました。支部理事の先生方をはじめ、お会いする先生方みなさんがとても温かく迎えてくださいました。

研修旅行ではまずは防災のお勉強。自助の精神を学び、普段の平和な日常生活に改めて感謝の念を覚えました。美味しい昼食の後は新春の柔らかい光の中、浅草の街をゆったり散策。レトロな浅草の町はいつ来ても自分が日本人でよかったな、と思わせてくれる場所です。ご参加された先生方とこれまたレトロな喫茶店でレモンスカッシュを飲みながら、懇親を深めることもできました。

とてもステキな一日でした。参加できて本当に良かったです。最後になりましたが、石井支部長をはじめ、支部理事の先生方には大変お世話になりました。このような貴重な機会をご提供いただき、誠にありがとうございました。

大野 喜紀先生

「県南支部研修旅行を通じて」

令和7年1月18日、私にとっては初めての県南支部研修旅行に行き参りました。初めての研修旅行に大きな期待を抱き、先生方から多くを学びたいという思いで参加しました。期待に胸を膨らませながら向かった旅は、あらゆる時間が有意義で、とても充実した一日となりました。

バス移動中には、ゆっくりとお話をして親睦を深めることができました。また、先生方の多方面でのご活躍に触れ、行政書士としての理想像を明確にする良い機会となりました。

防災館では、防災や避難というテーマを基点としてさまざまなお話をしたり、一緒に災害体験をしたりすることで、研修旅行ならではの交流を深めることができましたように感じます。

食事の時間は、景色も良く、和やかな雰囲気の中で、ビュッフェの美味しい料理を楽しみ、笑顔が絶えない時間となりました。

浅草での散策時間では、雷門をくぐり、仲見世通りを歩き、浅草寺でお参りをするなど、浅草巡りの王道を存分に楽しむことができました。

帰りのバスがあっという間に到着したように感じたのは、この研修旅行が楽しく充実したものであったことを物語っているように思います。

この一日を通じて、一瞬一瞬の大切さを改めて確認するとともに、このような貴重な機会を企画・運営してくださった先生方、そして温かく迎え入れてくださった先生方への感謝の念を益々深めているところでございます。

これから、自己を成長させ、茨城県行政書士会および同会県南支部に少しでも貢献できるよう、精進して参ります。

平山 さほみ先生

「支部研修旅行に参加して」

夜明け前の暗い道を急ぎ集合場所に着くと、研修担当の先生方が寒い中案内に立っいらっしゃいました。久々の大型バスでの団体旅行（添乗員付き）は新鮮で、次第に明るくなる車窓に気分も上がります。

墨田区にある東京消防庁防災館に到着するとまずはシアター鑑賞。関東大震災の火災旋風の映像で一気に

身が引き締まります。

続いては浸水による水圧を模した重いドアを押し開ける体験で、館内で一番怪我が多いのだとか。日頃使わない力の出し方で苦戦しました。

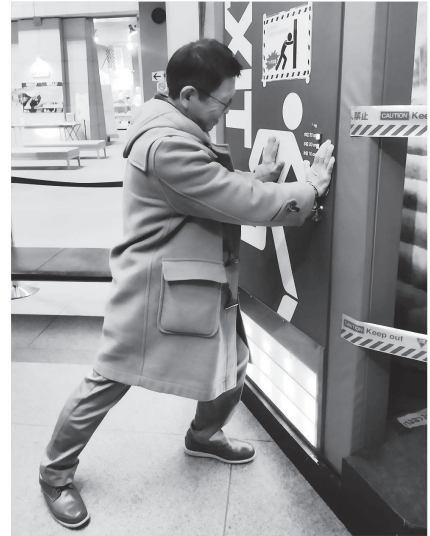
それから過去に実際に起きた地震動を再現した揺れの体験。地震特有の恐怖感がよみがえります。

さらに火災の煙体験、最後に暴風雨を専用の合羽と長靴を着用して体験するセクションへ。実は暴風雨体験は億劫に感じてしまい見学していたのですが、大ベテランの先生が気軽に参加されているのを見て、若干我が身を反省したりもしました。

体を張った防災体験のあとは、スカイツリーを望むホテル26階で昼食会。同業の先輩方のお話は興味深く貴重で、かつ楽しいひと時でした。

その後は自由行動。数名の先生方と浅草寺を正面玄関である雷門から参拝し、王道のバス旅行の締めとしました。この旅を通して、行政書士の仕事が自ら動いて情報を集め、人と会うことにより物事が動いていくのに通ずるものを感じ、自分も今後どう動いていこうかと前向きな気持ちになりました。このような機会をつくっていただき、ありがとうございました。

(通信員 北野 早紀)



水害時の扉の重さを体験



快晴のスカイツリー



東京消防庁本所防災館



美味しいランチを楽しみながら会話も弾む



浅草寺雷門前にて



1、県西支部令和7年新年会について

日 時：令和7年1月25日(土) 午前10時30分～午後2時

場 所：筑西市玉戸ダイヤモンドホール

参加人数：32名



32名の支部会員が参加しました



増戸支部長による講話

支部だより

去る1月25日、県西支部では令和7年新年会を開催しました。今回は増戸支部長より新年講話会として、『円滑な相続手続きを行うために』と題し、基本的な遺産分割の流れや遺言の際の問題点、遺産分割を行う場合の考慮すべき点、所在不明な相続人への対応、相続人がいない場合の特別縁故者制度などについても事例を紹介しながら詳しい解説がありました。

講話終了後、お忙しい中駆けつけてくださった古川正美会長から新年のご挨拶を賜り、その後支部会員が所属しているマンドリングroup「ティータイム」によるマンドリンの演奏が始まりました。最初の曲は華やかに「365日の紙飛行機」の演奏から始まり、懐メロに合わせて歌唱も披露されあつという間の1時間でした。



古川会長による新年のご挨拶



支部会員所属のグループによるマンドリン演奏

食事をしながら音楽を楽しみ、歓談したりと楽しい時を過ごしました。中締めは小島副支部長の掛け声に合わせて3・3・7拍子でにぎやかに締めましたが、支部会員同士の和やかで楽しいひと時は親睦を深める良い機会となりました。終了時間間近になっても、まだまだ話に花が咲き、名残り惜しそうでした。



朗らかな雰囲気の中で交流が持たれました

県西支部では今年も研修会や研修旅行などを検討しており、同時に交流会を開催する予定です。これからもさまざまな活動を通じて支部の結束を固め、県西支部一層の発展を目指していきたいと思ひます。

(通信員 鈴木 智絵)





県北支部 業務研修会

日 時：令和6年12月7日(土) 午後1時30分～午後2時30分

場 所：ホテル テラス・ザ・スクエア日立

参加人数：17名

内 容：CCUS登録の注意点

同日に開催された理事会に先立ち、県北支部会員の三橋 司先生を講師として「CCUS登録の注意点」と題し、業務研修会が行われました。CCUS(建設キャリアアップシステム)の概要説明に始まり、事業者・技能者(従業員)登録のメリット、CCUSの義務化と現状、また行政書士がCCUSを代行申請していくうえでの注意点等、丁寧にわかりやすく講義していただきました。講義後は質疑応答があり、受講者の関心の高さが感じられました。



講師の三橋先生(左)



研修会



研修会2

支部だより

令和6年度 第3回理事会

日 時：令和6年12月7日(土) 午後2時30分～午後3時30分

場 所：ホテル テラス・ザ・スクエア日立

参加人数：15名

令和6年度第3回県北支部理事会が古川会長ご臨席のもと、ホテル テラス・ザ・スクエア日立で開催されました。古川会長よりご挨拶をいただいた後、下記の事項について協議並びに報告がなされました。

【協議事項】

- ①今後の研修会の内容について
- ②賀詞交歓会について

【報告・連絡事項】

- ①広報月間
 - (1) 東海村役場：10月16日(水)、相談件数16件
 - (2) 高萩市役所：10月16日(水)、相談件数10件
 - (3) 大子町役場：10月23日(水)、相談件数4件
 - (4) 北茨城市役所：10月29日(水)、相談件数8件

※合計38件の相談者数は近年にない多数となりました。

②研修旅行

9月28日(土)～9月29日(日) 千葉県南房総、成田市方面へ8名参加

③政治連盟

下記の演説会参加

- ・ 國井 豊氏 ・ 浅野 哲氏
- ・ 石川 昭政氏 ・ 梶山 弘志氏

④県北支部会員登録状況

理事会終了後、別室にて懇親会が開催され楽しいひと時を過ごすことができました。

(通信員 茂又 義徳)



古川会長のご挨拶



理事会の様子



懇親会



懇親会2

鹿行支部



鹿行支部 役員会

日時：令和6年12月17日(火) 午後3時～

場所：坂東太郎 鹿嶋店

出席者：5名

議題：(1) 令和6年度広報月間中における無料相談会の実績及び反省点について
(2) 親睦研修旅行・忘年会の総括について
(3) 第3回理事会について
(4) 令和6年度支部研修会について
(5) 次年度支部役員体制について
(6) その他
などについて、意見交換をしました。



次年度の役員体制を検討しています。

支部だより

鹿行支部 常設無料相談会

日程：令和6年12月8日(日) 午後1時30分～午後4時まで

場所：鹿嶋市役所 1階 相談室1

内容：令和6年最後の常設無料相談会が開催されました。鹿行支部では、毎月(1月と8月を除く)第2日曜日に無料相談会を鹿嶋市役所で開催しています。鹿嶋市役所では、第2・第4日曜日に休日開庁をしています。市報(鹿行5市)や本会のホームページ等で知った方、たまたま来庁した方からの相談がありました。4月から12月の相談件数は、相続・遺言関係が22件、その他3件でした。



この日の担当は、嶋田副会長でした。

鹿行支部 令和6年度 第3回理事会(政連幹事会)

日 程：令和7年1月22日(水) 午前11時～

場 所：甚兵衛寿司（潮来市辻）

出席者：13名

議 題：

(1) 審議事項

第1号議案 令和6年度広報月間中における無料相談会の実績及び反省点について

第2号議案 令和6年度支部研修旅行（兼忘年会）について

第3号議案 令和6年度業務研修会について

第4号議案 鈴木昌美先生黄綬褒章受章記念に関して

第5号議案 次期役員体制

(2) 報告事項

①会員の動静

②各市政報告（市議会議員）

③その他（行方市農業委員会立会、令和7年度本会定時総会に係る選挙管理委員会委員の支部推薦について）

（通信員 青山 里美）



理事会の様子



理事会の後に役員会も開催しました。

令和7年 日本行政書士会連合会・ 日本行政書士政治連盟新年賀詞交歓会開催

日時：令和7年1月17日(金)

正午～午後1時30分

場所：ホテルオークラ東京「平安の間」

参加者：本会名誉会長 國井 豊
日行連代議員 嶋田 広一、石井 徹、
木村 司、増戸 美幸
本会副会長 竹内 崇、若山 民雄
本会部長 佐藤 鉄也、小島 英樹

令和7年1月17日(金) 東京・港区虎ノ門 ホテルオークラ東京において、令和7年 日本行政書士会連合会・日本行政書士政治連盟新年賀詞交歓会が開催されました。国会議員・関係省庁・友誼団体等からのご来賓を含め、多数の方々が参加され盛況と

なりました。

連合会会長、日政連会長の挨拶の後、各党党首を含む衆参両院多数の国会議員の先生がご挨拶し、行政書士制度への深いご理解とご協力、期待のお言葉を頂戴し、とても心強い限りでした。

鏡開き、乾杯に続き、全国から集まった各単位会代表の方々と実り多き懇談を遂げ、交歓会は大盛況で終了しました。

その後、わが会一行は議員会館に本会関連の衆参両議員先生の事務所を訪問し、新年のご挨拶と変わらぬご交誼のほどを申し上げ、参加者それぞれ帰路につきました。

(環境部長 小島 英樹)



令和7年賀詞交歓会



衆議院議員（本会顧問）の田所先生を囲んで

令和6年度 第3回幹事会開催

日時 令和6年12月23日(月) 午後1時30分
場所 茨城県開発公社ビル 4階 大会議室
出席者 会長、副会長、正副幹事長、常任幹事、幹事
(出席者26名、欠席者6名)
[オブザーバー] (出席者4名、欠席者2名)

議題

(1) 報告事項

ア 第50回衆議院議員総選挙の推薦並びに結果について
※選挙結果の内容については12月号でお知らせしたとおりです。

イ つくば市長選挙の結果について
告示日：令和6年10月20日 投開票日：令和6年10月27日

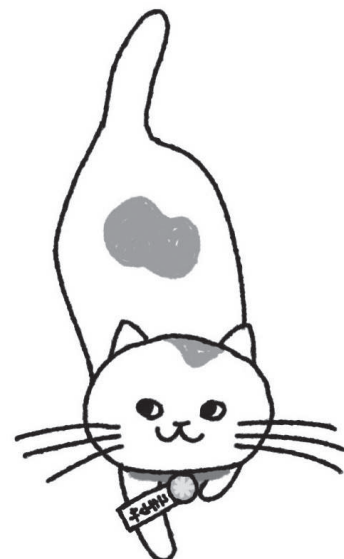
○星田 弘司 (ほしだ こうじ) 無 新 本会顧問

大変残念な結果となりました。

ウ 守谷市長選挙の結果について
※選挙結果の内容については新春号でお知らせしたとおりです。

エ 筑西市長選挙の推薦について
告示日：令和7年4月13日・投開票日：令和7年4月20日

○小島 信一 (おじま しんいち) 無 新 本連盟会員



政治連盟からのお願い



★ **あなたのための政治連盟です！ご加入をお願いします！**



政治連盟ってにゃーに？

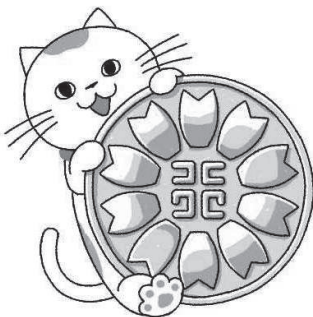
個々の行政書士が十分活動するには、**法改正**や行政書士の**職域の確保・拡大**と**社会的地位の向上**が必要となります。そのために、行政書士を支える組織です。

何をしているのかにゃ？

山積された法案の中から、行政書士法改正案を優先的に取り上げていただくための活動をしています。**特定行政書士、一人法人化**、また、**申請取次行政書士**などが活動の成果です。**特定・申請取次行政書士**などは制度を活用されている方も多いのではないのでしょうか。



僕にもにゃにかできるかな？



是非ご加入ください！政治連盟の活動は、「**総ての行政書士のために**」であり、その成果の恩恵は「**総ての行政書士が平等に受ける**」ことにあります。つまり、**あなたのための**政治連盟です。どうかよろしくをお願いします。
年会費 4,800 円（月換算 400 円）をご負担いただいております。

★ **すでにご入会の皆様へ。**

いつもご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。会費納入に関して振込のお忘れが多く、再通知に関しての事務負担増加や多額の郵送代が発生しております。便利なゆうちょ口座自動振替も対応しておりますので、是非ご変更ください。よろしくをお願いします。



ご入会・お問合せはこちらまで。
茨城県行政書士政治連盟 029-305-3731
お待ちしております！

自動振替に
チェンジ！



★補足

行政書士制度は、権利の拡大にのみ向かって、進んできたわけではありません。数多くの圧力や脅威に晒されてきました。その度、政治連盟は政治家に働きかけ、行政の応援を得て、社会正義実現のため、制度に不利益な法改正等が行われないよう運動を展開することで、私たちの職域や生活を守ってきたのです。そのために、いただいた会費は、特定の政党を応援するとかではなく、私たちの制度にご理解をいただける首長や議員を支援する活動費として利用させていただきます。行政書士制度と行政書士の限りない未来のために、ご理解ご協力の程、よろしくお願いたします。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部からのお知らせ (コスモスいばらき)

終活セミナー（エンディングノートの書き方講座）

- 1 期 日：令和6年12月4日(水)
- 2 場 所：筑西市藤ヶ谷/終活・相続センター（運営：アスタック(株)）
- 3 概 要：終活セミナー（エンディングノートの書き方講座）が開催されました。（主催：下館法人会女性部/筑西地区会）コスモス岸本会員が、オリジナル・エンディングノートを使用して受講者に分かりやすく解説をしました。



- 1 期 日：令和7年1月30日(木)
- 2 場 所：茨城教育会館（水戸市笠原町）
- 3 概 要：エンディングノートの書き方講座「知って得する！長寿化社会における相続情報」（主催：茨城県退職女性教員の会/受講者約50名）が開催されました。コスモス原田支部長が、オリジナル・エンディングノートを使用して成年後見制度の利用から遺言、相続、死後事務委任、墓じまい等の流れや注意点について解説しました。



取手市での訪問活動

- 1 期 日：令和7年1月22日(水)
- 2 場 所：取手市社会福祉協議会、取手市高齢福祉課、取手市消費生活センター、ケア・アシスト はあとびあ
- 3 概 要：コスモス原田支部長と小河会員で、取手市役所や関係施設を訪問しました。
コスモス組織の説明や活動実績などを紹介して、成年後見制度や相続等に関する取手市民向けの講座や相談会等の共同開催を提案してきました。

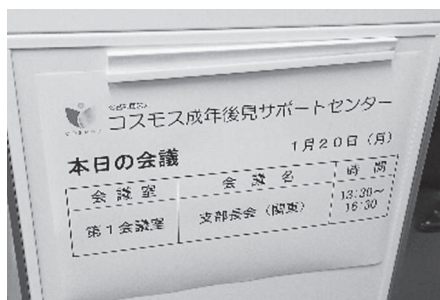


ひたちなか市での訪問活動

- 1 期 日：令和7年1月22日(水)
- 2 場 所：ひたちなか市市民生活部 女性生活課 消費生活センター
- 3 概 要：コスモス田所会員と近藤会員で、ひたちなか市役所を訪問しました。コスモス組織の説明や活動実績などを紹介して、現在コスモスが県内各所で開催中の終活セミナー（エンディングノートの書き方講座）や無料相談会等を今後、ひたちなか市民向けに共同開催できないか提案をしてきました。

コスモス（関東）支部長会議の開催

- 1 期 日：令和7年1月20日(月)
- 2 場 所：東京都港区虎ノ門（虎ノ門タワーズオフィス）
- 3 概 要：コスモス関東地区の支部長会議が開催されました。コスモスが公益社団法人になった関係での会計上の注意点の説明の後、各支部の事業計画や支部運営等の意見交換がされました。茨城県支部からは、原田支部長と支部会計担当の近藤会員が出席しました。



コスモスいばらき会員の募集について

コスモスいばらきでは、現在、コスモス会員がいる市町村を中心に「成年後見制度の無料講座・相談会」や「終活セミナー（エンディングノートの書き方講座）」等を県内各所で開催しております。また近々、コスモスいばらきでも団体（法人）として後見業務を受任していくという計画もあります。

※コスモスの法人後見は他支部で既に受任しています。

興味のある方は、この機会に入会のご検討をしていただけたらと思います。

※コスモスの入会には、「30時間の入会前研修の受講」「効果測定での合格」「成年後見保険の加入」等、入会に関する条件があります。次号の『行政いばらき』で入会案内を掲載予定ですので、是非ご覧ください。

参考： <https://www.cosmos-sc.or.jp>（コスモスHP）



新入会員の紹介

Question!

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
- ③ 趣味・特技はなんですか？

水戸支部



あみ たかし
安見 貴志

*** Answer! ***

- ① 税理士業務に関連して必要となってきたため
- ② 酒類製造免許、酒販免許、各種許認可業務
- ③ 車・バイク関連、農業

県西支部



うしやま ゆういち
牛山 裕一

*** Answer! ***

- ① 先輩行政書士の社会的役割に心を動かされたため
- ② 法人設立、各種許認可、各種契約書作成、遺言、相続
- ③ 城跡巡り

県南支部



さとう りょうすけ
佐藤 亮佑

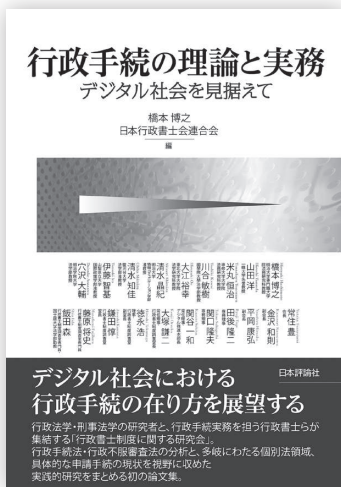
*** Answer! ***

- ① 法律の知識が活かせる仕事に就きたかったため。
- ② 遺言・相続、各種許認可業務
- ③ 映画鑑賞、読書

📖 著作物紹介 📖

『行政手続の理論と実務』

要約：日本行政書士会連合会では、令和4年度から行政法等を専門とする学識者を中心に招聘し、現代社会における行政手続（行政過程）領域の抱える課題を解決し、今後、デジタル社会を見据えた中で、行政書士が更なる活躍をするにはどうすれば良いのかについて、国民と行政の双方に役立つ行政書士像を描くことを目的とした「行政書士制度に関する研究会」を開催しており、今般、本研究会に参加している学識者等を執筆者に迎え、行政手続法・行政不服審査法の分析と、多岐にわたる個別法領域、具体的な申請手続の現状を視野に収めた実務的研究をまとめた初の論文集を発刊しました。こちらの本は本会会員鎌田惇先生をはじめ、20名の行政書士が執筆に携わっています。



編集：橋本 博之・日本行政書士会連合会 出版社：(株)日本評論社
 価格：5,000円+税 発行：令和6年12月20日
 ※(株)日本評論社ホームページやAmazonよりお申込み下さい。

新入会員

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏名	事務所所在地・電話番号	事務所名	備考
3606 R6.12.1	24113603 R6.12.1	あみ たかし 安見 貴志	309-1717 笠間市旭町627番地2 電 0296-85-5980	安見貴志行政書士事務所	税
3607 R6.12.1	24113611 R6.12.1	うしやま ゆういち 牛山 裕一	306-0052 古河市大山203番地27 電 0280-47-0337	行政書士 牛山法務事務所	
3608 R6.12.15	24113931 R6.12.15	さとう りょうすけ 佐藤 亮佑	300-0823 土浦市桜ヶ丘町2番10号 電 090-9081-7334	佐藤亮佑行政書士事務所	

退会された会員

お疲れさまでした。

抹消届受理年月日	会員名	事務所所在地
令和6年12月17日	田口 敦彦	筑西市下野殿749番地
令和6年12月27日	橋本 勝	笠間市友部駅前5番1号
令和7年1月16日	藤田 優	古河市女沼1231番地1
令和7年1月24日	内田 光晴	つくば市花畑1丁目18番地19

変更届 単位会変更含む

受理年月日	会員名		事務所所在地	電話番号	事務所名
R6.12.24	木村 保明	旧	〒300-4541 筑西市松原120番地		
		新	〒300-4541 筑西市松原120番地2		
R6.12.27	小河 俊行	旧	〒300-1511 取手市桐木920番地の9	0297-83-7721	小河行政書士事務所
		新	〒300-1511 取手市桐木1088-12	0297-83-7335	行政書士小河労務事務所
R7.1.6	富田まゆ子	旧		029-303-5155	
		新		070-8466-2204	
R7.1.10	高野 弘毅	旧		090-8803-6778	
		新		029-232-0907	
R7.1.16	石神 敦子	旧			行政書士石神敦子法務事務所
		新			あおぼと石神行政書士法人
R7.1.16	平山さほみ	旧	〒302-0105 守谷市薬師台二丁目7番地13	090-5671-0923	ひらやま行政書士事務所
		新	〒300-1211 牛久市柏田町3047番地22	029-896-3417	あおぼと石神行政書士法人
R7.1.27	鈴木 寛奈	旧	〒311-4152 水戸市河和田2丁目1898番地の57		
		新	〒310-0021 水戸市南町2丁目1-41-103		



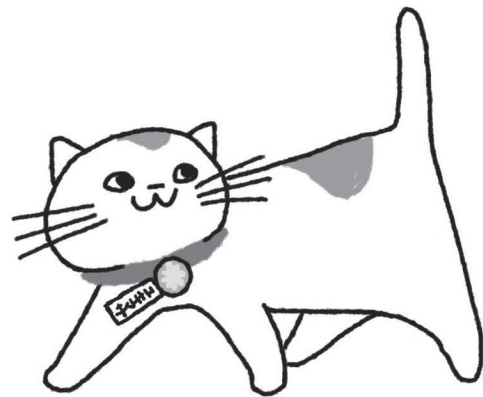
法人会員

設立年月日	内 容	法人名	主たる事務所所在地	社 員
令和6年12月25日	法人の設立	あおばと石神行政書士法人	牛久市柏田町3047番地22	石神 敦子 平山さほみ

現在会員数

令和7年1月31日

	個人会員	法人会員
水戸支部	301	25
県南支部	424	
県西支部	280	
県北支部	106	
鹿行支部	95	
合計	1,206	25



本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和6年12月～令和7年2月

※太字：本会主催 細字本会として参加

令和6年12月3日 (火)	○関地協主催 外国人を対象とした無料相談会 (東京出入国在留管理局水戸出張所) ○常総市立大生小学校での出前講座
令和6年12月4日 (水)	○建設業許可よろず相談会 (土浦土木事務所) ※毎週水曜日
令和6年12月5日 (木)	○会員指導委員会第9回委員会 (本会事務局) ○職務上請求書払出日 (本会事務局)
令和6年12月6日 (金)	○第8回正副会長会議 (本会事務局) ○第5回正副会長・部長会 (開発公社会議室) ○関東地区土地政策推進連携協議会令和6年度講習会 (第3回) (Microsoft Teams)
令和6年12月9日 (月)	○建設業許可よろず相談会 (筑西土木事務所) ※毎週月曜日
令和6年12月13日 (金)	○茨城県行政書士会産廃処理業許可申請等受付業務プロジェクトチーム第1回打合せ (開発公社産廃申請受付会場)
令和6年12月16日 (月)	○デジタル化推進計画策定ワーキングチーム茨城県情報システム課との打合せ (本会事務局) ○日行連全国空き家担当者会議 (Zoom) ○筑西市立新治小学校での出前講座
令和6年12月18日 (水)	○法教育推進委員会第4回委員会 (本会事務局)
令和6年12月19日 (木)	○広報・監察部第12回部会 (本会事務局) ○職務上請求書払出日 (本会事務局) ○大洗町との包括連携協定締結 (大洗町役場)
令和6年12月23日 (月)	○総務部第8回部会 (本会事務局) ○第3回幹事会及び第4回理事会 (開発公社会議室)
令和6年12月25日 (水)	○封印管理委員会封印受領証払出日 (本会事務局)
令和6年12月26日 (木)	○市民法務部第6回部会 (本会事務局) ○12月度登録証交付式 (開発公社会議室)
令和6年12月27日 (金)	○茨城県行政書士会産廃処理業許可申請等受付業務プロジェクトチーム第2回打合せ (開発公社産廃申請受付会場)
令和7年1月8日 (水)	○第75回千鳥会 (水戸プラザホテル) ○新潟県行政書士会賀詞交歓会 (ホテルクラ新潟)
令和7年1月9日 (木)	○デジタル化推進計画策定ワーキングチーム第8回打合せ会 (本会事務局及びZoom) ○東京都行政書士会賀詞交歓会 (京王プラザホテル) ○会員指導委員会第10回委員会 (本会事務局) ○職務上請求書払出日 (本会事務局)
令和7年1月10日 (金)	○関係機関年始挨拶まわり (茨城県庁他) ○茨城県行政書士会産廃処理業許可申請等受付業務プロジェクトチーム第3回打合せ (開発公社産廃申請受付会場) ○国土農地・建設部行方市農業委員会窓口立会調査 ○広報・監察部第13回部会 (本会事務局)
令和7年1月11日 (土)	○福島県行政書士会賀詞交歓会 (郡山ビューホテルアネックス)
令和7年1月13日 (月)	○千葉県行政書士会賀詞交歓会 (アパホテル&リゾート東京ベイ幕張)

本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和6年12月～令和7年2月

令和7年1月14日 (火)	<ul style="list-style-type: none">○常磐大学での出前講座○つくばみらい市賀詞交歓会 (茨城ゴルフ倶楽部)○埼玉県行政書士会賀詞交歓会 (ロイヤルパインズホテル浦和)○常総市賀詞交歓会 (常総市地域交流センター)○総務部第9回部会 (本会事務局)○一般社団法人茨城県トラック協会賀詞交歓会 (ホテルレイクビュー水戸)○茨城県建設関連業三団体賀詞交歓会 (水戸京成ホテル)
令和7年1月15日 (水)	<ul style="list-style-type: none">○茨城県宅地建物取引業協会賀詞交歓会 (水戸プラザホテル)○封印管理委員会令和6年度第2回丁種出張封印事前研修 (開発公社会議室)
令和7年1月16日 (木)	<ul style="list-style-type: none">○国際部外国人技能実習機構水戸支所との情報交換 (本会事務局)○令和6年度第4回補助者研修会 (開発公社会議室)○職務上請求書払出日 (本会事務局)
令和7年1月17日 (金)	<ul style="list-style-type: none">○日本行政書士会連合会賀詞交歓会 (ホテルオークラ東京)○法教育推進委員会東京都行政書士会実施土浦日本大学高等学校での出前講座見学 (土浦日本大学高等学校)○関東信越税理士会茨城県支部連合会賀詞交歓会 (ホテルレイクビュー水戸)
令和7年1月20日 (月)	<ul style="list-style-type: none">○保健風営部第2回業務研修会 (開発公社会議室)
令和7年1月21日 (火)	<ul style="list-style-type: none">○市民法務部第3回業務研修会 (Zoom)○長野県行政書士会賀詞交歓会 (ホテル国際21)
令和7年1月22日 (水)	<ul style="list-style-type: none">○法教育推進委員会第5回委員会 (本会事務局)○封印管理委員会封印受領証払出日 (本会事務局)○山梨県行政書士会賀詞交歓会 (ベルクラシック甲府)
令和7年1月23日 (木)	<ul style="list-style-type: none">○神奈川県行政書士会賀詞交歓会 (横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ)○茨城県社会保険労務士会賀詞交歓会 (ホテルテラスザガーデン水戸)
令和7年1月24日 (金)	<ul style="list-style-type: none">○茨城県行政書士会産廃処理業許可申請等受付業務プロジェクトチーム第4回打合せ (開発公社産廃申請受付会場)○水戸支部賀詞交歓会 (維新)
令和7年1月25日 (土)	<ul style="list-style-type: none">○県西支部賀詞交歓会 (ダイヤモンドホール)○県北支部賀詞交歓会 (ホテルテラスザスクエア日立)
令和7年1月28日 (火)	<ul style="list-style-type: none">○関地協主催 外国人を対象とした無料相談会 (東京出入国在留管理局)○茨城県盛土規制法に関する説明会 (茨城県庁)○市民法務部第7回部会 (本会事務局)○群馬県行政書士会賀詞交歓会 (エテルナ高崎)○一般社団法人茨城県産業資源循環協会賀詞交歓会 (ホテルレイクビュー水戸)
令和7年1月29日 (水)	<ul style="list-style-type: none">○五霞町との災害協定締結 (五霞町役場)
令和7年1月30日 (木)	<ul style="list-style-type: none">○申請取次行政書士管理委員会第5回届出済証明書新規交付研修会 (開発公社会議室)○一般社団法人茨城県建築士会賀詞交歓会 (ホテルレイクビュー水戸)
令和7年1月31日 (金)	<ul style="list-style-type: none">○静岡県行政書士会賀詞交歓会 (ホテルアルソア静岡)○鹿嶋市立豊津小学校での出前講座

会員指導委員会より

■会費の納入について（お願い）

下記日程にて納入して頂きます。お忘れのないよう宜しくお願い申し上げます。

※令和7年4月から会費請求月と会費引落日が変わります。

自動引落しで納入している会員

- ・4月21日(月)に引落しますので、口座残高確認をお願いします。残高不足で引落しが出来なかった場合には、5月20日(火)に再度引落しさせていただきます。

振込用紙により納入している会員

- ・郵便振替払込票により4月30日(水)までに、必ず下記口座へお振り込み下さい。
- ・口座番号 00120-0-85236 加入者名 茨城県行政書士会

第1期 4月	第2期 8月	第3期 12月
自動引落 4月21日引落 (再引落5月20日)	自動引落 8月20日引落 (再引落9月22日)	自動引落 12月22日引落 (再引落1月20日)
振込用紙での納付 4月30日納期限	振込用紙での納付 8月31日納期限	振込用紙での納付 12月31日納期限

※令和7年4月は会費の第1期納入月です。

※会費の未納がある場合は、翌期に合算して請求しています。第1期分の会費が未納の方は至急手続きをお願いします。

※常陽銀行本店口座へお振り込みも可能です。ただし振込手数料は会員負担となりますことをご理解願います。

常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
ご依頼人の「氏名」と併せて「カイヒ」と挿入してご入力ください。

■茨城県行政書士会及び茨城県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び茨政連では、振込手数料が無料となる会費の自動引落しを推奨しております。

口座自動引落し(ゆうちょ銀行のみ)による会費納入を希望される方は、「登録番号」と「会員名」を記入のうえ、本会事務局までFAX(029-305-3732)又はe-mail(info@ibaraki-gyosei.or.jp)へご送信下さい。折り返し、正式な申込書一式を送付させていただきます。

■登録事項変更手続について

本会から会員の皆様への郵便物が宛先不明で返送されたり、電話不通により重要なお連絡が届かないことがおきないように、事務所の所在地・電話番号等に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

なお、申請様式や必要書類の情報は本会のホームページ([\[会員専用ページ\]](#) にログイン ▶ [\[各種手続\]](#) ▶ [\[会員情報\]](#) ▶ [\[変更\(移転・名称変更など\)\]](#)) から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

■補助者の届出(新規登録・変更・抹消)について

補助者を設置する場合は、雇用する日の10日前までに届出が必要となり、受理後に補助者証を交付します。

なお、届出書や必要書類の情報は本会のホームページ([\[会員専用ページ\]](#) にログイン ▶ [\[各種手続\]](#) を選択 ▶ [\[補助者届出書\]](#)) から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

申請取次行政書士管理委員会より

■申請取次業務における「届出済証明書」の更新届出について

「届出済証明書」の有効期限満了月の2ヶ月前より前月末日までに必要書類を添えて、茨城県行政書士会事務局に提出して下さい。「届出済証明書」の更新には、必ず1回以上、日本行政書士会連合会主催の「申請取次実務研修会」と、茨城会主催の申請取次行政書士研修会の両方を受講することが必要です。なお、有効期限切れの証明書は東京入管に返還となりますので、事務局までご返却下さい。

※日行連主催の「申請取次実務研修会」の日程は「日本行政」に掲載されています。

有効期限	申請メ切
令和7年4月末日	令和7年3月31日
令和7年5月末日	令和7年4月30日

◆申請手数料（新規・更新） **5,000円**

◆支払い方法

- ① **口座振込** 常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
- ② **事務局窓口支払い** ③ **現金書留**

事務局より

■茨城県行政書士会及び日本行政書士会連合会ホームページのログインについて

①茨城県行政書士会ホームページ

[会員専用ページ](#)へのログイン・パスワードのお問い合わせは「登録番号」と「会員名」をメール本文に入力して本会事務局（pswd@ibaraki-gyosei.or.jp）へメールでお問い合わせ下さい。

■メールマガジンの登録について

本会から会員の皆様への会員用情報メール斉配信サービスにて、各省庁・茨城県庁・各市町村からの通知や研修会のご案内などの最新情報を随時配信します。茨城県行政書士会公式ホームページ（<https://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>）にアクセスし、[会員専用ページ](#)にログイン▶[メールマガジン登録](#)よりご登録お願いいたします。

■配送経費削減へのご協力について

隔月刊発行の「行政いばらき」と年2回発行の「季のきらめき」については、会員の皆様をはじめ行政機関や金融機関、関係団体等にお送りしておりますが、郵便料金や宅配便料金の値上げ等により配送経費の増大が見込まれております。

つきましては、「紙印刷版」の配送数削減にご協力いただける会員の方は、「登録番号」と「会員名」、「紙印刷版の配送はらない」旨をメール（koho@ibaraki-gyosei.or.jp）またはFAX（029-305-3732）にてご連絡をお願いいたします。

複数部数が配送されている事務所において、配送数削減にご協力いただける場合は必要部数のご連絡をお願いいたします。

なお、「行政いばらき」及び「季のきらめき」は、本会のホームページに「電子版」を掲載しておりますのでダウンロードして保存いただくことが可能です。

また、メールマガジンをご登録いただいている会員の方には、掲載したタイミングでメール配信を行っておりますので、メールマガジンのご登録もお願いいたします。

■会報「行政いばらき」の原稿メ切案内

- ・原稿の締切日 6月号：4月7日(月)
8月号：6月2日(月)
- ・原稿はメール（koho@ibaraki-gyosei.or.jp）または FAX：029-305-3732へご送信下さい。

向洋は生活支援企業として人類の幸福の為に地球環境を考えます



KOHYO
LIFEICS
LIFE LOGISTICS

ライフックス 生活 後方支援
LIFEICS は「LIFE LOGISTICS」の造語です。

廃棄物処理業・物流業・旅行業・総合建設業

旅行業 インバウンド業務 - 外国人旅行者の受け入れ

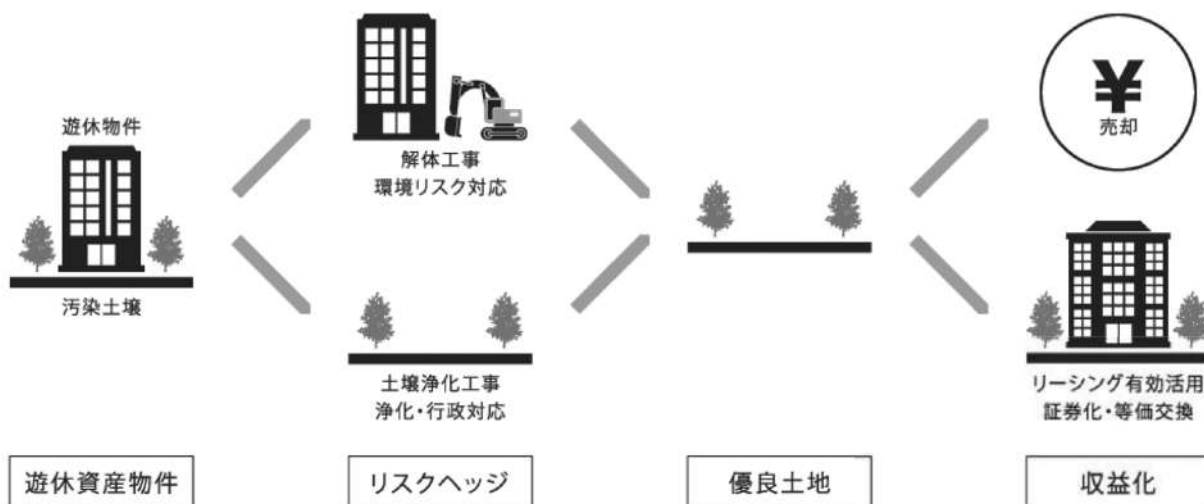


株式会社向洋

本社：茨城県北茨城市関南町神岡下2-19-6
TEL0293-46-4711 FAX0293-46-6321
E-mail:exp@kohyoline.co.jp

東京支店 いわき営業所 Kair 向洋航空 北茨城店
<http://www.kohyoline.co.jp>

利用価値のある不動産を市場に戻すことが「**大洋の使命**」です
環境対策工事のスキルを活かしリスクヘッジから収益化まで一元化



株式会社 大洋
本社 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1950ウェーブ21ビル3階
東京本店 〒104-0033 東京都中央区新川2-28-1新川スクエア3階
リサイクル工場 〒314-0127 茨城県神栖市木崎59-1

tel 029-305-3321 fax 029-244-2151
tel 03-6228-3777 fax 03-6228-3778
tel 0299-95-6370 fax 0299-95-6371

www.taiyo-group.com

大洋GP

検索





**COLORS
FOR
EVERY
OCCASION**

- 建築塗装・防錆塗装工事
- 遮熱防水塗装(アステック)代理店
- 防水・樹脂接着剤注入工事
- 連続繊維補修補強工事
- サンドブラスト処理・特殊高圧洗浄工事

S (株)サトウ塗工社

水戸本店 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 1227-4
TEL.029-305-5230 FAX.029-305-5231
茨城本社 〒311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 1027-1
TEL.029-291-1909 FAX.029-292-9525
E-mail tokousya@satou-penkiya.com

暴力のない安全で住みよい茨城県の実現のため

**「三^ツない運動 +1」の推進を
しましょう**

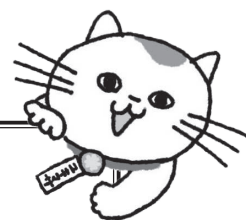
<p>暴力団を 「利用しない」</p> <p>全てを「金づるにする」 それが暴力団の姿勢です。</p>	<p>暴力団を 「恐れない」</p> <p>恐れは「誤ったイメージから」 恐れることは暴力団を助長させる。</p>	<p>暴力団に 「金を出さない」</p> <p>金が「腐れ縁の元」 暴力団を支援・容認することになる。</p>	<p>暴力団と 「交際しない」</p> <p>実際は「暴力団の活動を助長」 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。</p>
--	--	--	--

お困りのときは、**茨城県行政書士会**へ

◆ 編集後記 ◆

行政いばらき4月号をお読みいただきありがとうございます。
また、日頃より広報活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。
この編集後記は1月下旬に書いておりますが、皆様のお手元に届くころには暖かくて
過ごしやすい季節になってきていることかと思えます。
役員改選の為、現在の広報・監察部のメンバーで活動できる期間は残り少なくなって
きましたが、引き続き、より良い誌面の提供をしていきたいと思っておりますので、皆様、
今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

(広報・監察部 副部長 齊藤 強)



令和7年度

茨城県行政書士会 定時総会 の日程 茨城県行政書士政治連盟 定期大会

日 時 令和7年5月28日(水) 13時
場 所 茨城県開発公社ビル 4F 大会議室
水戸市笠原町978-25

<事務局からのお知らせ>

令和7年度定時総会・大会当日の事務局閉局について

令和7年5月28日(水)に開催されます、定時総会・大会の開催に伴い、終日、事務局を閉局いたします。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

隔月・偶数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732



発行者	会	長	古川	正美
編集	担当	副会長	竹内	崇
	広報・	監察部	澁谷	輝男
			斉藤	強
			大嶋	薫

印刷所 株式会社高野高速印刷

さあ!

特定行政書士に なろう



行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、
行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記され、
特定行政書士専用の徽章を購入することができます。

【申込期間】 2025年4月1日(火)～6月20日(金)

【受講期間】 2025年8月1日(金)～9月15日(月・祝)

中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。
PC・スマホ等(※)があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。

【考査日】 2025年10月19日(日)

(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。)

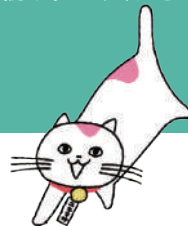
【講義科目】 行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、

行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論、
特定行政書士の倫理、総まとめ(予定)

※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中!

詳細は「月刊日本行政」3～6月各号に掲載の「令和7年度特定行政書士法定研修募集要項」または下記QRコードより会員専用サイト「連con」内、「特定行政書士法定研修」をご覧ください(事前にログインの上、読み取ってください)。



日本行政書士会連合会